型式認定番号	車名及び型式	車体の形状	原動機の名称及び型式	原動機の定格出力(kW)	製作者等の氏名又は名称及び住所
特2189	ニチユ　ＺＡ Ｆ―241Ｃ	フォーク・リフト	ニチユ　Ａ Ｔ100Ｅ２	10.0	日本輸送機株式会社　京都府長岡京市東神足２丁目１番１号

○国土交通省告示第二百五十二号

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第六十二条の三第一項の規定により、平成二十三年十一月二日次のとおり小型特殊自動車をその型式について認定した。

平成二十四年三月十三日

国土交通大臣　前田　武志

型式認定番号	車名及び型式	車体の形状	原動機の名称及び型式	原動機の総排気量(L)	製作者等の氏名又は名称及び住所
農3292	マッセイ・ファーガソン ＥＤＲ―Ｓ Ｕ66Ｃ２	農耕トラクタ	シス　66Ｃ	6.595	エム・エス・ケー農業機械株式会社　東京都豊島区西池袋３丁目27番12号

○国土交通省告示第二百五十三号

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第六十二条の三第一項の規定により、平成二十三年十一月二日次のとおり小型特殊自動車をその型式について認定した。

平成二十四年三月十三日

国土交通大臣　前田　武志

型式認定番号	車名及び型式	車体の形状	原動機の名称及び型式	原動機の定格出力(kW)	製作者等の氏名又は名称及び住所
特2190	ニッサン　Ｚ ＡＦ―ＮＪ１ Ｂ１	フォーク・リフト	明電舎　Ｎ Ｋ１	9.2	日産フォークリフト株式会社　神奈川県横浜市西区高島一丁目１番１号
特2191	ニッサン　Ｚ ＡＦ―ＮＴ１ Ｂ２	〃	明電舎　Ｎ Ｋ２	12.0	〃

○国土交通省告示第二百五十四号

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第六十二条の三第一項の規定により、平成二十三年十一月八日次のとおり小型特殊自動車をその型式について認定した。

平成二十四年三月十三日

国土交通大臣　前田　武志

型式認定番号	車名及び型式	車体の形状	原動機の名称及び型式	原動機の総排気量(L)	製作者等の氏名又は名称及び住所
農3293	ヰセキ　Ｔ 188Ｆ	農耕トラクタ	ヰセキ　Ｅ 3112	1.123	井関農機株式会社　愛媛県松山市馬木町700番地

○国土交通省告示第二百五十五号

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第六十二条の三第一項の規定により、平成二十四年一月十二日次のとおり小型特殊自動車をその型式について認定した。

平成二十四年三月十三日

国土交通大臣　前田　武志

型式認定番号	車名及び型式	車体の形状	原動機の名称及び型式	原動機の総排気量(L)	製作者等の氏名又は名称及び住所
農3294	ヤンマー　Ｅ ＤＭ―Ｃ34Ｄ	刈取脱穀作業車	ヤンマー ３ＴＮＶ88	1.642	ヤンマー株式会社　大阪府大阪市北区鶴野町１番９号
農3295	ヤンマー　Ｅ ＤＭ―Ｃ39	〃	ヤンマー ３ＴＮＶ84	1.496	〃

○関東地方整備局告示第七十号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十四年三月十三日

関東地方整備局長　下保　修

第１　起業者の名称　山梨県

第２　事業の種類　山梨県消防学校改築事業

第３　起業地

１　収用の部分　山梨県中央市大字今福字上河原及び大字西花輪字新田地内

２　使用の部分　なし

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

申請に係る事業は、山梨県中央市大字今福字上河原及び大字西花輪字新田地内における39,450.68㎡を起業地とする「山梨県消防学校改築事業」（以下「本件事業」という。）である。

山梨県消防学校（以下「消防学校」という。）は、「国又は地方公共団体が設置する庁舎、工場、研究所、試験所その他直接その事務又は事業の用に供する施設」に関する事業であり、本件事業は法第３条第31号に掲げる事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

消防組織法第51条第１項において都道府県は、消防職員及び消防団員の教育訓練を行うために消防学校を設置しなければならないとされていることなどから、起業者である山梨県は本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

３　法第20条第３号の要件への適合性

⑴　得られる公共の利益

山梨県における現在の消防学校は、昭和50年に設置されたものであり、開校以来今日に至るまで県の消防職員及び消防団員に対して教育訓練を行い、その資質の向上に努めてきた。現在の消防学校開校後の消防活動は、高層建築物での消火活動・救助活動の増加による一定の建築物に対する査察や消防管理指導などの予防業務の拡大、自動車の普及に伴う交通事故の増加による救助活動や救急活動が大幅に増加した。また、平成３年には救急救命士制度が導入され、医師の指示のもと高度な救急措置を行うなど処置範囲が拡大、高度化している。さらにこれらに加えて、近年の局地的大雨による河川の氾濫や大地震による大規模災害の発生、登山者の増加やレジャーの多様化等に伴う山岳事故や水難事故の発生など、災害や事故が大規模化、複雑多様化しており、消防職員の業務は火災予防・消火・救急・救助のあらゆる面にわたり大幅に拡大し、高度化・専門化している。

しかしながら、現在の消防学校は、施設整備当時の消防活動が主に低層で小規模な建物火災における消火と人命救助を中心としていたことから、「消防学校の教育訓練の基準」（平成15年消防庁告示第３号）において求められている専門的で高度な技能・技術を備えることに対応できず、消防活動に携わる人材の育成に支障が生じている。

また、消防業務の拡大や高度化・専門化に伴い、教育訓練課程の大幅な増加や教育訓練時間の長期化により教室数が不足しており、加えて初任教育訓練生も現消防学校整備時と比較すると大幅に増加しているため、生活施設等において弊害が生じている状況である。

本件事業の完成により、実活動に近い環境において教育訓練を行うとともに、教育訓練課程を円滑に運用することが可能となり、複雑化・多様化する災害への対応や高度な救命救急措置への対応、建物構造の複雑化等に伴う予防業務の高度化・専門化への対応が可能となることにより、消防の責務を充分に果たすことができ、もって住民の生命及び財産を守ることに寄与することになる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。